

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第一号

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 乳児等通園支援事業の区分（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条―第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条・第二十八条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。
（最低基準の目的等）

第三条 最低基準は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準及び乳児等通園支援事業者）

第四条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一

人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意を払うとともに、訓練を実施しなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は行わ

なければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のため

の移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができ、方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上を図るための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員）

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第十四条 乳児等通園支援事業者は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める基準により衛生管理等を行わなければならない。
（食事）

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（運営規程）

第十六条 乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（帳簿）

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け

付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 乳児等通園支援事業の区分

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

（設備）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）には、規則で定める基準により設備を設けなければならない。

（職員）

第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、規則で定める基準により職員を置かなければならない。

（乳児等通園支援の内容）

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員）

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所には、規則で定める基準により、設備を設けるとともに、職員を置かなければならない。

（準用）

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第三章 雑則

（電磁的記録）

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第二十八条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二号

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「東京都北区立幼稚園」の下に「（東京都北区立認定こども園を含む。以下「幼稚園等」という。）」を加える。

第五条第二項第一号中「幼稚園行事」を「幼稚園等の行事」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第十六項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相

当
す
る
退
職
手
当
の
支
給
に
つ
い
て
は
、
な
お
従
前
の
例
に
よ
る
。

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十七・五」に改める。

別表中「九二六、二〇〇円」を「九三五、五〇〇円」に、「七九五、〇〇〇円」を「八〇三、〇〇〇円」に、「六六一、〇〇〇円」を「六六七、六〇〇円」に、「六三三、九〇〇円」を「六四〇、二〇〇円」に、「六一六、八〇〇円」を「六二三、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

6 当分の間、別表第二の規定の適用については、同表区長の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次項において「改正前の旅費法」という。）」と、同表副区長の項中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「改正前の旅費法」とする。

別表第一中「一、一五〇、五〇〇円」を「一、一六二、〇〇〇円」に、「九二一、五〇〇円」を「九三〇、七〇〇円」に、「八四三、九〇〇円」を「八五二、三〇〇円」に改める。

別表第四中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十七・五」に改める。

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第六号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六十三万六千八百円」を「六十四万三千二百円」に改める。

第四条第三項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十七・五」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第七号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「（期日前投票の場合は一六、〇〇〇円）」及び「（期日前投票の場合は一三、〇〇〇円）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第八号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、四九四円」を「八、五二九円」に、「六、四五九円」を「七、一六四円」に、「九、〇九〇円」を「九、九〇九円」に、「七、四二二円」を「七、九三二円」に、「一一、七〇三元」を「一二、三五一円」に、「九、〇八一円」を「九、四三八円」に、「一一三、一五二円」を「一三、五七五円」に、「一〇、五三九円」を「一〇、七〇一元」に、「一五、五七三元」を「一五、八三七円」に、「一一、五〇五円」を「一一、六一〇円」に、「一六、六〇二元」を「一六、八六六円」に、「一一、八六五円」を「一一、九七〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和

六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に
 おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都北区奨学資金貸付条例を廃止する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第九号

東京都北区奨学資金貸付条例を廃止する条例

東京都北区奨学資金貸付条例（昭和五十一年十二月東京都北区条例第五十九号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の東京都北区奨学資金貸付条例第四条第二項の規定による決定を受けた者については、同条例第二条、第三条、第五条から第十一条まで、第十八条及び付則第二項の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例を廃止する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十号

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例を廃止する条例

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例（昭和五十二年十月東京都北区条例第二十一号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（東京都北区国民健康保険高額療養費貸付事業基金条例の廃止）

2 東京都北区国民健康保険高額療養費貸付事業基金条例（昭和五十二年十月東京都北区条例第二十二号）は、廃止する。

東京都北区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十一号

東京都北区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十二号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一、八五六円」を「一、九三三元」に、「八二五円」を「八五九円」に、「一、三七五円」を「一、四三二円」に、「一、〇三八円」を「一、二四五円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、二八〇円」に、「一、九一二円」を「一、九九七円」に、「一六、八七五円」を「一七、六二五円」に、「四五円」を「四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十三号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童遊園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の(1)中「一、八五六円」を「一、九三三元」に、「八二五円」を「八五九円」に、「一、三七五円」を「一、四三二円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、二八〇円」に、「一六、八七五円」を「一七、六二五円」に、「一、〇三八円」を「一、二四五円」に改め、同表の(2)中「四五円」を「四七円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区立児童遊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十四号

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和二十八年七月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

一七、〇〇〇	八三〇	八三	五〇	八、一八〇	五、〇一〇	一六、七〇〇	一一三、四〇〇	一六、七〇〇	一九〇	三四〇	五〇〇	七五〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一一、〇〇〇	三、五〇〇	五、〇一〇	一〇、〇〇〇	一四、八〇〇	一六、七〇〇
--------	-----	----	----	-------	-------	--------	---------	--------	-----	-----	-----	-----	-------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------

を

九	三	五	〇
一	四	三	〇
一	九	三	〇
七	二	一	〇
一	二	一	四

五二一
八、五二〇
五、一一〇
一七、三〇〇
一一四、六〇〇
一七、三〇〇
一七、三〇〇
一七、三〇〇
一、〇四〇
一、五六〇
一一、〇八〇
三、六五〇
五、一一〇
一〇、四〇〇
一七、三〇〇
一七、三〇〇

↓

↓

↓ ↓

↓

八六
八六〇
九、一〇〇
三、九〇〇
八、六九〇
〇、一〇〇
四、九〇〇
九、七四〇

に、

六、七〇〇
七、〇〇〇
四、〇〇〇
三、四〇〇
三、三〇〇
三、三〇〇
三、四〇〇
三、三〇〇
〇、四〇〇
七、〇〇〇
一、七〇〇

を

一、七〇〇
一、三三〇
一、四六〇
一、四〇〇
一、四〇
一、三九〇
一、四六〇
一、四〇〇
一、四〇
一、一〇〇
七、四〇〇
一、三三〇

に、

一、七〇〇
一、三三〇
八、六四〇
一、三三〇

を

一、七〇〇
一、四六〇
一、〇〇〇

一、四〇〇

に改める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都北区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都北区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十五号

東京都北区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

東京都北区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月東京都北区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「前納し」を「納期限までに納付し」に改める。

第九条第一項中「三百九十円」を「四百六十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区公共溝渠管理条例第九条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「区立幼稚園」の下に「（区立認定こども園を含む。）」を加える。

第九条の二第一項中「並びに次条第一項」を「、次条第一項」に、「並びに第九条の四第一項及び第三項」を「、第九条の四第一項及び第三項並びに第十六条の三第一項」に改め、「相手方」の下に「（第十六条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加え、同条第二項中「同項中」を「前項中」に、「並びに次条第一項」を「、次条第一項」に、「並びに第九条の四第一項及び第三項」を「、第九条の四第一項及び第三項並びに第十六条の三第一項」に改め、「相手方」の下に「（第十六条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第九条の三の見出し中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「制限」を「免除」に改め、同条第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「制限」を「免除」に改める。

第十五条第一項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十六条第一項中「定める者」の下に「（第十六条の四第一項において「介護休暇対象親族等」という。）」を加える。

第十六条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十六条の三 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員又はその配偶者等の子その他東京都北区規則で定める子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都北区規則で定める。

（介護休暇対象親族等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第十六条の四 任命権者は、職員が介護休暇対象親族等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして東京都北区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の東京都北区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の

東京都北区規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第十六条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、東京都北区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項に規定する超過勤務の免除に係る請求は、この条例の施行の日前において

でも行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第十七号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「東京都北区立幼稚園」の下に「（東京都北区立認定こども園を含む。以下「幼稚園等」という。）」を加える。

第五条第二項ただし書及び第七条第四項中「幼稚園」を「幼稚園等」に改める。

第十一条第一項中「並びに次条第一項」を「、次条第一項」に、「並びに第十一条の三第一項及び第三項」を「、第十一条の三第一項及び第三項並びに第十八条の三第一項」に改め、「相手方」の下に「（第十八条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加え、同条第二項中「同項中」を「前項中」に、「並びに次条第一項」を「、次条第一項」に、「並びに第十一条の三第一項及び第三項」を「、第十条の三第一項及び第三項並びに第十八条の三第一項」に改め、「相手方」の下に「（第十八条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十一条の二の見出し中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「制限」を「免除」に改め、同条第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第三項中「三歳に満たない」

を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「制限」を「免除」に改める。

第十七条第一項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十八条第一項中「定める者」の下に「（第十八条の四第一項において「介護休暇対象親族等」という。）」を加える。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員又はその配偶者等の子その他教育委員会規則で定める子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護休暇対象親族等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第十八条の四 教育委員会は、職員が介護休暇対象親族等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び

次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2

この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二第一項に規定する超過勤務の免除に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第三項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「区立幼稚園」の下に「（区立認定こども園を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十三条第二項中「、第十六条」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十六条」を削る。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十号

幼稚園教育職員の給与に関する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の
一部を次のように改正する。

第二条中「東京都北区立幼稚園」の下に「（東京都北区立認定こども園を含む。
以下「幼稚園等」という。）」を加える。

第十五条第三項及び第十七条第二項中「幼稚園」の下に「等」を加える。

第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第
十四条」を「及び第十二条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京
都北区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十四の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下」を「審査又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。」が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これを「に、「五千六百元」を「六千九百元」に、「九千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万千元」に、「一万九千元」を「二万五千元」に改め、同表八十四の二の項中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に、「五千六百元」を「六千九百元」に、「九千四百円」を「一万三千元」に、「一万四千元」を「二万千元」に、「一万九千元」を「二万五千元」に改め、同表八十九の項中「一万千元」を「一万五千元」に、「一万二千元」を「一万七千元」に、「一万六千元」を「二万五千元」に、「二万三千元」を「三万千元」に改め、同表八十九の二の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に、「一万千元」を「一万五千元」に、「一万二千元

円」を「一万七千円」に、「一万六千円」を「二万五千円」に、「二万三千円」を「三万千円」に改め、同表九十の二の項及び九十一の二の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同表九十二の項ア中「九千九百円」を「一万二千円」に改め、同項イ中「一万千円」を「一万六千円」に改め、同項ウ中「一万五千円」を「二万三千円」に改め、同項エ中「二万千円」を「二万九千円」に改め、同表九十二の二の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同項ア中「九千九百円」を「一万二千円」に改め、同項イ中「一万千円」を「一万六千円」に改め、同項ウ中「一万五千円」を「二万三千円」に改め、同項エ中「二万千円」に改め、同表九十三の二の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同表九十四の二の項、九十五の二の項及び九十六の二の項中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表第九十七の二の項中「第十八条第二十四項第一号又は第二号」を「第十八条第三十八項第一号又は第二号」に改める。

別表第一の二及び別表第一の三を次のように改める。

[illegible]

- 4 -

		(2) の 建(1) 築以 物外				
ア 部 分 住 宅		合 準 誘 に 導 よ 仕 る 様 場 基	同項このす口条標 じ及のる(1)第準 °び表方の二計 〜五並法基号算 にのびを準イ法 よ項にいに(1)へ るに次うよ及省 場お表°りび令 合い四以評同第 ての下価号十		るに次うり合費しイ能又準第量ール項部準い 場お表°評を量`'(1)をはに十ーギ第分にう° 合い四以価誘に一の省住よ条と次ー一のよ° ての下す導係次基令宅り第いエ消号省り〜 同項この仕るエ準第部評二うネ費イ令評を じ及の方様基ネに十分価号°ル量の第価誘 °び表法基準ルよ条のすロ〜ギ(一一し導 〜五並を準へぎり第外る(1)をー以次条`仕 にのびいにのー評二皮方の省消下エ第住様 よ項によ適消価号性法基令費ネー宅基	
も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計		のが当 の二該 百住 の宅 平方 メの ー床 ト面 ルト積 ルの 以合 上計	のが当 の二該 百住 の宅 平方 メの ー床 ト面 ルト積 ルの 未合 満計	のが当 の二該 百住 の宅 平方 メの ー床 ト面 ルト積 ルの 以合 上計	
十二万円	六万六千九百円	三万八千七百円	四万四千九百円	四万二百円	三万三千二百円	

標準計算法による場合		仕様・計算に併用する場合							
当該部分の床面積の合計 が三平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が三平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が一平方メートル以上二平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が三平方メートル以上五平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計 が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの
十三万五千円	八万千円	三十五万四千円	三十万四千円	二十五万六千円	十七万五千円	十万円	五万九千八百円	十八万三千円	

イ 宅 部 非 住								
て築が土のいのと間囲下熱空の第省建きに費ネ法モ 評物定交とる算い熱空「負間屋一令築標用量ル（デ 価をめ通しべ出う負間屋荷の内号第物準いのギール す用る大てきに「荷の内（年周イ十及的る算「次建 るい建臣国も用「年周以間囲(1)条びなべ出消エ物								
も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平方 メ方の ーメ床 ルト面 未積 満の も上計	の千が当 平三該 方百部 メ平方 ーメ床 ルト面 未積 満の も上計	のが当 も三該 の百部 平方 メ床 ー面 ルト積 ルの 未満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 方面積 メーの ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 ー積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 ルト面 未積 満の も上計
三十六万千円	二十七万六千円	十七万千円	十二万九千円	十万二千円	四十四万九千円	三十九万円	三十二万九千円	二十二万九千円

標準設計条算次び空熱いるの次の及びに 準計仕実入力 （）にの法 定ネした基 算エ費周量 消屋内の年 間負荷の評 方並以法 表並びに おび五 場合に るじに及							標準設計条算次び空熱いるの次の及びに 準計仕実入力 （）にの法 定ネした基 算エ費周量 消屋内の年 間負荷の評 方並以法 表並びに おび五 場合に るじに及		
以上二該 の万部分 の五千の 平方床 面積の メートル ト積の ト合 ル計	満二が当 の万該 の五千部分 の平方の 平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	も一が当 の万該 の五千部分 の平方の 平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	も五が当 の二千該 の平方部分 の平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	の千が当 の平方部分 の平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	の千が当 の平方部分 の平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	の千が当 の平方部分 の平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	以上二該 の万部分 の五千の 平方床 面積の メートル ト積の ト合 ル計	満二が当 の万該 の五千部分 の平方の 平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計	も一が当 の万該 の五千部分 の平方の 平方メートル ト面積 ト積の ト合 ル計
百二万円	八十九万六千円	七十五万八千円	六十一万五千円	四十三万千円	三十三万四千円	二十六万六千円	五十万九千円	四十三万四千円	七十五万八千円

二 審に定変等築低に項五律関の低 査対の更計物炭基の条第す促炭都 す申の画新素づ規第五る進素市 る請認の築建く定一十法に化の										
申画物低 請変新炭 手更築素 数認等建 料定計築										
規七準額料の八ごは合含す適定るへ掲の一い建て場出に二五すお条律に素都請げて分にのの申画物低 定条法`を額項十と当にまる合建計申げ二のて築は合が基項十るい第第関化市にる`に掲(一)額請変新炭 すの第建加のに四に該おれ部審築画請るの八別物`にあづの四同て二五すのの併額次応げ及は手更築素 る四八築え手掲の同部いる分査基にに額項十表に一おつく規条法準項十る促低せへにじるび`数認等建 昇に十基た数げ四表分て場がを準特係に四第つのいた申定第第用に五法進炭て申掲区□次料定計築										
(一) 合さ類をい適る号第五る進素市成機合併 れが示る合基に一十法に化のし関性せ申 た提すこし準掲項四律関の低たが確て請 場出書とてにげ各条第す促炭都作認適に										
										(1) 一戸建て住宅
										(2) の 建(1) 築以 物外
イ 非住宅部分										ア 住宅部分
が当 二該 千部 平方 方の メ床 一 面 積 の 以 合 上 計	の千が当 平千該 方平部 メ方分 一メの ト一床 ルト面 積 未 満 の 上 合 も 二 計	の千が当 平三該 方百部 メ平分 一の方 トメ床 ルト面 積 未 満 の 以 合 も 上 計	のが当 も三該 の百部 平方 方の メ床 一 面 積 の 未 合 満 計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平方 の方メ床 メ一 面 積 の ル 以 合 未 上 計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一 面 積 未 満 の 上 計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一 面 積 未 満 の 上 計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の 一メ床 ト一 面 積 未 満 の 上 計	のが当 も三該 の百部 平方 方の メ床 一 面 積 の 未 合 満 計	
六 万 六 千 百 円	二 万 二 千 二 百 円	一 万 三 千 八 百 円	八 千 円	十 万 三 千 円	八 万 三 千 五 百 円	六 万 六 千 五 百 円	三 万 七 千 円	一 万 六 千 七 百 円	八 千 円	四 千 百 円
										き申変 。請更 の認 と定

た数た数げ二はの同基該おれ部降 額料額料るの八二表に昇いる分機 (を)を額項十の八つ降て場がに 加の加のに六項十い機は合含係 え手え手掲の又五て一当にまる											
(二) の 場(一) 合以外											
(2) の 建(1) 築以 物外											
(1) て 住一 宅戸 建											
ア 部 分 住 宅		標準 計 算 法 に よ る 場 合		仕 様 合 ・ 計 算 併 用 法 に よ る		誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合					
合 準 誘 導 に よ る 仕 様 場 基											
二が当 千三該 平方部 方平方 メ方の ーメ床 ルトー 積面積 未の積 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平方分 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	のが当 も二該 の百住 平方宅 方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方床 方面積 メ積 ーの積 ト合 ル計	満二が の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 ー積積 トの積 ルの積 未合計	も一が の万五該 平方平方 方方のメ ー床面 積積 未の積 満合計	も五 の千 平方 方メ ート ル未 満の
四 万 六 千 五 百 円	二 万 六 千 八 百 円	三 万 千 五 百 円	二 万 八 千 三 百 円	二 万 三 千 三 百 円	二 万 千 百 円	一 万 五 千 百 円	一 万 四 千 三 百 円	十 六 万 五 千 円	十 三 万 二 千 円	十 万 四 千 円	

に標準 よる計 場算 合法		る併仕 場用様 合法・ に計 よ算								
も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 ー面 ルト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メー面 ート積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 ー面 ルト積 ルの 未合 満計	のが当 も五該 の千部 平分 方の メ床 ー面 ルト積 ルの 以合 上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	もの
九万四千六百円	五万六千八百円	二十四万八千円	二十一万三千円	十七万九千円	十二万二千円	七万五百円	四万二千円	十二万七千円	八万四千八百円	

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、 住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分 の手数料の額は、この表の一の項（一）若しくは（二）（一）又は二の項（一）若しくは（二）（一）に掲げる額とする。							
	合等標に準よる力場法						
	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 方面積 メ積 トの合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メト面積 トルの合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方分 メ方メ床 ト面積 トルの合 満以計	も五が当 の千二該 平千部 方平方分 メ方メ床 ト面積 トルの合 満以計	の千が当 平千該 方平方分 メ方メ床 ト面積 トルの合 満以計	の千が当 平三該 方百部 メ平方分 ト方メ床 トル面積 未トルの 満以計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 方面積 メ積 トの合 ル計
	七十一万五千円	六十二万七千円	五十三万千円	四十三万円	三十万円	二十三万四千円	三十五万七千円

[illegible]

(二) の場 合以 外									
(1) て住 一戸 建									
仕 様 基 準 に よ る 場 合								イ 非 住 宅 部 分	
が 二 百 平 方 メ ー ト ル の 未 満 計	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計	以 上 の 部 分 の 床 面 積 の 合 計	満 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 上 計	当 該 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 計	一 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 計	五 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 計	千 平 方 メ ー ト ル 未 満 計	当 該 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 計	千 平 方 メ ー ト ル 未 満 計
二 万 七 百 円	二 十 三 万 五 千 円	十 八 万 八 千 円	十 四 万 九 千 円	九 万 四 千 三 百 円	三 万 六 百 円	一 万 九 千 五 百 円	一 万 千 三 百 円	十 四 万 八 千 円	

(2)						
(1) 以外						
ア 住宅 仕様 基準 又	にのこす口条すび条標 よ項のる(1)第る同第準 るに項方の二方号一計 場お`法基号法口項算 合い三を準イ又(1)第法 てのいに(1)はに二(省 同項うよ及省よ号令 じ及`りび令りイ令 `び以評同第評(1)第 `六下価号十価及一		よ項のる仕仕に一のく第外る(1)し条ギ住様様宅仕 るに項方様様係次基は一皮方のく第！宅基基部分・ 場お`法基基るエ準第項性法基は一消部準準分・計 合い三を準準基ネに十第能又準第項費分に若の外算 てのいに若準ルよ条二をはに十第量のよしく皮併 同項うよしへギリ第号省住よ条二をりく皮併 じ及`りくの！評二イ令宅り第号省次評は性用 `び以評は適消価号(1)第部評二ロ令エ価誘能法 `六下価誘合費しイ若一分価号(1)第ネし導を(仕仕住 にのこす導を量` (1)し条のす口若一ル`仕仕住			
当該部分の床面積の合計	のが当該 も二該 の百住宅 の平方 方の床 メー面積 ト積 ルの 以上計	のが当該 も二該 の百住宅 の平方 方の床 メー面積 ト積 ルの 未合計	のが当該 も二該 の百住宅 の平方 方の床 メー面積 ト積 ルの 以上計	のが当該 も二該 の百住宅 の平方 方の床 メー面積 ト積 ルの 未合計	のが当該 も二該 の百住宅 の平方 方の床 メー面積 ト積 ルの 以上計	
三万八千七百円	四万四千九百円	四万二百円	三万三千二百円	三万百円	二万二千二百円	

イ が陰に物工非 の供の場住 増すの場宅 貯蔵一部 又工分 の又場の 用水処、用 途									
	標準計算法								
が当 千該 平部 方分 メの ー床 ト面 ル積 以の 上合 二計	の千が 平三該 方百部 メ平方 ー分の ト床 ル面積 未積 満の も合 上計	のが当 も三該 の百部 の平方 分の メ床 ー面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 床面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が の万ー も五該 の千平方 の平方 方メ床 メー面 ー積 ト積 ルの ル以合 未上計	も一が の万五該 の平方部 平千分の 方平方 メ方の ー床 ト面 ル積 未積 満の の上計	も五が の千二該 の平方部 平千分の 方平方 メ方の ー床 ト面 ル積 未積 満の の上計	も二が の千三該 の平方部 平百分の 方平方 メ方の ー床 ト面 ル積 未積 満の の上計	のが当 も三該 の百部 の平方 分の メ床 ー面 ト積 ルの 未合 満計	以が 上二 の万 も五 の千 平方 メー トル
三 万 千 六 百 円	一 万 九 千 五 百 円	一 万 千 三 百 円	四 十 四 万 九 千 円	三 十 九 万 円	三 十 二 万 九 千 円	二 十 二 万 九 千 円	十 三 万 五 千 円	八 万 千 円	

ウ 合分住外 の宅のイ 場部非以									
るじに及うるい建きに費ネ法モ 場 °おび °方て築標用量ルヘデ 合 い六三法評物準いのギール にてののを価を的る算 1 次建 よ同項項いす用なべ出消エ物									
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	も の 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計
三 十 六 万 千 円	二 十 七 万 六 千 円	十 七 万 千 円	十 二 万 九 千 円	十 万 二 千 円	二 十 三 万 五 千 円	十 八 万 八 千 円	十 四 万 九 千 円	九 万 四 千 三 百 円	

三 判能 エる変保費ル築基の条は第第す上性ギの 定適消ネ建更計性ギ物づ規第第二十る等能 エ建 合費ル築に画能 エく定三十項一法にの消ネ築 性性ギ物係の確消ネ建に項二又条律関向費ル物									
数合消エ係画性ル建 料性費ネるの能ギ築 判性ル建変確 物 定能ギ築更保消エ 手適 物に計費ネ									
に応げ及は数合消エ係画性ル建 掲じるび `料性費ネるの能ギ築 げて区(二)次の判性ル建変確   物 る `分にの額定能ギ築更保消エ 額次に掲(一) 手適 物に計費ネ									
(一) た提る長と示る合基に条法にの消ネ築併画は画 場出もがしすこし準掲第律関向費ル物せ通変提変 合さの定て書とてにげ一第す上性ギのて知更出更 れがめ区類をい適る項十る等能 エ建に計又計									
(2) の 建(1) 築以 物外									
(1) 一戸建て住宅									
ア 住宅部分									
イ 非住宅部分									
の千が当 平千該 方平部 メ方分 一メの ト一床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が当 平三該 方百部 メ平分 一方の トメ床 ル一面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 一面積 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メ一面積 一ト積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面積 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面積 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面積 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 一面積 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計
二万二千二百円	一万三千八百円	八千円	十万三千円	八万三千五百円	六万六千五百円	三万七千円	一万六千七百円	八千円	百二万円
き通変提変 知更出更 の計又計 と画は画									

に標準 よる計 場算法		る併仕 場用様 合法・ に計 よ算								
が当 三該 百部 平方 のメ 床 ト積 ルの 以合 上計	のが当 も三該 の百部 平方 のメ 床 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 方面 メ積 ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メト積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平方部 方平方 メ方 トメ床 ト面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平方部 方平方 メ方 トメ床 ト面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平方部 方平方 メ方 トメ床 ト面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平方 の方 メ床 ト積 ルの 未合 満計	のが当 も五該 の千部 平方 の方 メ床 ト積 ルの 以合 上計	も五が当 の千二該 平方部 方平方 メ方 トメ床 ト面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平方部 方平方 メ方 トメ床 ト面 ルト積 未ルの 満以合 の上計
九 万 四 千 六 百 円	五 万 六 千 八 百 円	二 十 四 万 八 千 円	二 十 一 万 三 千 円	十 七 万 九 千 円	十 二 万 二 千 円	七 万 五 百 円	四 万 二 千 円	十 二 万 七 千 円	八 万 四 千 八 百 円	四 万 六 千 五 百 円

						イ が 工 場 住 宅 等 の 部 分 の 場 用 合 途				
が当 一該 万部 平方 分の メ床 ー面 ト積 ルの 以合 上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平方 メ方の ーメの トー床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が当 平三該 方百部 メ平方 ー方の トメ床 ルー面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 平方の メ床 ー面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 トー積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二 の千 平方 メー トル 未満 の
十三万二千円	十万四千元	六万六千百元	二万二千二百円	一万三千八百円	八千元	三十一万四千元	二十七万三千元	二十三万千元	十六万千元	

ウ 合分住外 の宅のイ 場部非以										
合等標 に準 よ入 る力 場法			合法モ にデ よル る建 場物							
の千が当 平三該 方百部 メ平分 ―方の トメ床 ル―面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 の百分 方の メ床 ―面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ―の ト合 ル計	満二が当 の万―該 も五万部 の千平方 の方メ床 メ―面 ―ト積 トルの ル以合 未上計	も―が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の ―メ床 ト―面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の ―メ床 ト―面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平部 メ方分 ―メの ト―床 ル―面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が当 平三該 方百部 メ平分 ―方の トメ床 ル―面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 の百分 方の メ床 ―面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ―の ト合 ル計	満二 の万 も五 の千 平方 メ― トル 未
二十三万四千円	十八万六千円	三十五万七千円	三十万四千円	二十五万三千円	十九万三千円	十一万九千円	九万千百円	七万六千六百円	十六万五千円	

四 審に定計性ギ物づ規第第す上性ギの 査対の画能！エく定一三る等能！エ建 す申の向消ネ建に項十法にの消ネ築 る請認上費ル築基の条律関向費ル物										
手画性ル建 数認能ギ築 料定向！物 申上消エ 請計費ネ										
建て場出に二第関の！のせ（）にんげ及は手画性ル建 築は合が基項三す向消エて申掲じるび`数認能ギ築 物`にあづの十る上費ネ建請げて区(二)次料定向！物 におつゝ規条法等性ル築にる`分にのの申上消エ つのいた申定第律に能ギ物併額次に掲(一)額請計費ネ										
(一) 場出もがしすこし準掲項十法にの消ネ築併 合さの定て書とてにげ各条律関向費ル物せ申 れがめ区類をい適る号第第す上性ギのて請 た提る長と示る合基に一三る等能！エ建に										
(2) の 建(1) 築以 物外					(1) 一戸建て住宅					
ア 住宅部分										
が当 一該 万部 平方 分の メ床 ！面 ト積 ルの 以合 上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の ！メ床 ト！面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の ！メ床 ト！面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の ！メ床 ト！面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 ！面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ！の ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メ！面 ト！積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の ！メ床 ト！面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の ！メ床 ト！面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平部 メ方分 ！メの ト！床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	
十一万九千円	九万四千七百円	五万二千八百円	二万三千八百円	一万千三百円	五千八百円	七十一万五千円	六十二万七千円	五十三万千円	四十三万円	三十万千円
の認定申請										

加当た数げ二はの同基該おれ部降規七準額料るの八ごは合含す適定る（掲の一い
えす額料るの八二表に昇いる分機定条法`を額項十と当にまる合建計申げ二のて
たる）を額項十の八つ降て場がにすの第建加のに四に該おれ部審築画請るの八別
額額に加のに六項十い機は合含係る四八築え手掲の同部いる分査基にに額項十表
）を相え手掲の又五て一当にまる昇に十基た数げ四表分て場がを準特係に四第

(二) の場(一) 合以外											
(1) て住一 宅戸建											
合誘 導仕 様基 準に よる場		イ 非住宅部分									
のが当 も二該 の百住 平宅 方の メ床 ー面 積 ルの 以合 上計	のが当 も二該 の百住 平宅 方の メ床 ー面 積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 ー積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平方 メ平方 ーメの トー床 ルト面 積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平三該 方平方 メ平方 ー方の トメ床 ルト面 積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平方 の方の メ床 ー面 積 トルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二の万 も五の千 平方メー トル未	
二万二千二百円	二万七百元	二十三万五千元	十八万八千元	十四万九千元	九万四千三百円	三万六千六百円	一万九千五百円	一万三千三百円	十四万八千元		

							(2) の 建(1) 築以 物外												
							ア 部 分 住 宅		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合										
併 仕 場 用 様 合 法 ・ に 計 よ 算			合 準 誘 に 導 に よ る 様 場 基																
も 五 が 当 の 千 該 平 千 部 平 分 方 の メ 方 の ー メ 床 ト ー 面 ル ト 積 未 ル の 満 以 合 の 上 計	も 二 が 当 の 千 該 平 百 部 平 分 方 の メ 方 の ー メ 床 ト ー 面 ル ト 積 未 ル の 満 以 合 の 上 計	の が 三 該 の 百 部 平 分 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 未 合 満 計	の が 五 該 の 千 部 平 分 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 以 合 上 計	も 五 が 当 の 千 該 平 千 部 平 分 方 の メ 方 の ー メ 床 ト ー 面 ル ト 積 未 ル の 満 以 合 の 上 計	も 二 が 当 の 千 該 平 百 部 平 分 方 の メ 方 の ー メ 床 ト ー 面 ル ト 積 未 ル の 満 以 合 の 上 計	の が 三 該 の 百 部 平 分 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 未 合 満 計	の が 二 該 の 百 住 宅 平 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 以 合 上 計	の が 二 該 の 百 住 宅 平 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 未 合 満 計	の が 二 該 の 百 住 宅 平 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 以 合 上 計	の が 二 該 の 百 住 宅 平 方 の メ 床 ー 面 ト 積 ル の 未 合 満 計									
十七万五千円		五万九千八百円		十八万三千円		十二万円		六万六千九百円		三万八千七百元		四万四千九百元		四万二百円		三万三千二百円		三万百円	

合等標 に準 よ入 る力 場法										
が当 五該 千部 平方 分の メ床 ー面 ト積 ルの 以合 上計	も五が の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が 平千該 方平方 メ方分 ーメの トー床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が 平三該 方百部 メ平方 ー方の トメ床 ー面 ルト積 満ルの の以合 も上計	のが も三該 の百部 平方分 方の メ床 ー面 ト積 ルの 未合 満計	以が 上二該 の万部 も五分 の千の 平方分 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が の万一該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 トー積 トルの ル以合 未上計	も一が の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が 平千該 方平方 メ方分 ーメの トー床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千 平方 メー トル 未満 のも
七 十 五 万 八 千 円	六 十 一 万 五 千 円	四 十 三 万 千 円	三 十 三 万 四 千 円	二 十 六 万 六 千 円	五 十 万 九 千 円	四 十 三 万 四 千 円	三 十 六 万 千 円	二 十 七 万 六 千 円	十 七 万 千 円	

五 審に定変上費ル築基の条第す上性ギの 査対の更計性ギ物づ規第三る等能レ建 す申の画能レエく定一十法にの消ネ築 る請認の向消ネ建に項一律関向費ル物											
申画性ル建 請変能ギ築 手更向レ物 数認上消エ 料定計費ネ											
す適定るへに四第つのいた申定第法準項十る上費ネ建請げて分にのの申画性ル建 る合建計申掲の一い建て場出に二第用に一法等性ル築にる`に掲(一)額請変能ギ築 部審築画請げ二のて築は合が基項三すお条律に能ギ物併額次応げ及は手更向レ物 分査基ににるの八別物`にあづの十るい第第関のレのせへにじるび`数認上消エ がを準特係額項十表に一つつく規条同て二三す向消エて申掲 区(二)次料定計費ネ											
(一) 場出もがしすこし準掲項十法にの消ネ築併 合さの定て書とてにげ各条律関向費ル物せ申 れがめ区類をい適る号第第す上性ギのて請 た提る長と示る合基に一三る等能レ建に											
(2) の 建(1) 築以 物外								(1) 一戸 建て 住宅			
イ 非 住 宅 部 分								ア 住 宅 部 分			
が当 三該 百部 平分 方の メ床 レ面 ト積 ルの 以合 上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 レ面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 レの ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メレ面 ト積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の レメ床 トレ面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の レメ床 トレ面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の レメ床 トレ面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 レ面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 レの ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メレ面 ト積 トルの ル以合 未上計	も一 の万 平方 メー トル 未満 の	
一万三千八百円	八千円	十万三千円	八万三千五百円	六万六千五百円	三万七千円	一万六千七百円	八千円	四千百円	百二万円	八十九万六千円	
								き申変 。請更 の認 と定			

加当た数げ二はの同基該おれ部降規七準額料るの八ごは合含 えす額料るの八二表に昇いる分機定条法`を額項十と当にま  たる`を額項十の八つ降て場がにすの第建加のに四に該おれ 額額に加のに六項十い機は合含係る四八築え手掲の同部いる `を相え手掲の又五て一当にまる昇に十基た数げ四表分て場											
(二) の 場(一) 合以外											
(1) て 住一 宅戸 建											
標準計算法による場合		仕様・計算併用法による場合		誘導仕様基準による場合							
当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計	当該住宅の床面積の合計
三万五千五百円	二万八千三百円	二万三千三百円	二万二千三百円	一万五千三百円	一万四千三百円	十六万五千円	十三万二千元	十万四千元	六万六千三百円	二万二千二百円	

											(2) の 建(1) 築以 物外
											ア 部 分住 宅
					る併仕 場用様 合法・ に計 よ算	合準誘 に導 よ仕 様 場基					
以が当	満二が	も一が	も五が	も二が	のが当	のが当	も五該	も五該	も二が	のが当	のが二
上二該	の万ー該	の万五該	の千二該	の千三該	の三該	の五該	の千二該	の千三該	の三該	の三該	の二
の万部	も五万部	の万五部	の千二部	の千三部	の三該	の五該	の千二該	の千三該	の三該	の三該	の二
も五分	の千平方	の万平方	の千平方	の千平方	の百平方	の千平方	の千平方	の千平方	の百平方	の百平方	の百
の千の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方の	平方
平床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ床	方メ
方面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面	メー面
積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積	ト積
の合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合	ル以合
ト合	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上	ル以上
ル計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計	未上計

六										
建築物										
建築物エネ										
建築物エネ										
(一)										
申請に										
(1)										
一戸建て住宅										
							合等標 に準 よ入 る力 場法			
	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平方 の平方の 方メ床 メー面 ト積 トルの ル以合 未上計	もーが当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平方 メ方分 ーメの トー床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が当 平三該 方百部 メ平方 ー方の トメ床 ルー面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 平方の メ床 ー面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平方 の平方の 方メ床 メー面 ト積 トルの ル以合 未上計	もーが当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計
四千百円	七十一万五千円	六十二万七千円	五十三万千円	四十三万円	三十万円	二十三万四千円	十八万六千円	三十五万七千円	三十万四千円	二十五万三千円
交付申請										

とてに微変保費ル築基の第施す上性ギの
 のい該な更計性ギ物づ規十行る等能エ
 証る当変が画能エく定三規法にの消ネ
 明こし更輕の確消ネ建に条則律関向費ル

証いに輕画性ル
 明る該微の能ギ
 手こ当な変確エ
 数とし変更保消
 料のて更が計費

げて分にのの証いに輕画性ル
 るに揭(一)額明る該微の能ギ
 額次応げ及は手こ当な変確エ
 にじるびに数とし変更保消
 掲区(二)次料のて更が計費

た提る長と示る当変る条規法にの消ネ築併
 場出もがしすこし更輕に則律関向費ル物せ
 合さの定て書とてに微掲第施す上性ギのて
 れがめ区類をい該なげ五行る等能エ建

(2) の 建(1) 築以 物外									
イ 非住宅部分				ア 住宅部分					
も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	の千が当 平千該 方平部 メ方分 一メの ト一床 ルト面 未ル積 満以の の上合 も二計	の千が当 平三該 方百部 メ平分 一方の トメ床 ルト面 未ト積 満ルの の以合 も上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 一面 ト積 ルの 未合 満計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平床 方面 メ積 一の ト合 ル計	満二が当 の万一該 も五万部 の千平分 平方の 方メ床 メ一面 ト一積 トルの ル以合 未上計	も一が当 の万五該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平分 メ方の 一メ床 ト一面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平分 方の メ床 一面 ト積 ルの 未合 満計
六万六千 百円	二万二千 二百円	一万三千 八百円	八千 円	十万三千 円	八万三千 五百円	六万六千 五百円	三万七千 円	一万六千 七百円	八千 円

のとき。

												(二) の 場(一) 合以 外										
(2) の 建(1) 築以 物外												(1) て 住一 宅戸 建										
ア 部 分 住 宅				標準 計 算 法 に よ る 場 合				仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合				仕 準 に 基 準 又 は 合 誘 導 仕 様										
場基は仕 合準誘様 に導基 よ仕準 る様又																						
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計	も の 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	が 三 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	の が 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	以 上 の 部 分 の 床 面 積 の 合 計	満 二 部 分 の 床 面 積 の 合 計	当 該 の 五 部 分 の 床 面 積 の 合 計	も の 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の 上 計	一 部 分 の 床 面 積 の 合 計	が 五 部 分 の 床 面 積 の 合 計	一 部 分 の 床 面 積 の 合 計		
八 万 四 千 八 百 円		四 万 六 千 五 百 円		二 万 六 千 八 百 円		三 万 千 五 百 円		二 万 八 千 三 百 円		二 万 三 千 三 百 円		二 万 千 百 円		一 万 五 千 百 円		一 万 四 千 三 百 円		十 六 万 五 千 円		十 三 万 二 千 円		十 万 四 千 円

		に標準 よる計 場算 合法						る併仕 場用様 合法・ に計 よ算		
五が当 千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	以が当 上二該 の万部 も五分 の千の 平方 メ床 方面 メ積 ーの ト合 ル計	満二が当 の万ー該 も五万部 の千平方 の方メ床 メー面 トー積 ルトの 満以合 の上計	も一が当 の万五該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も五が当 の千二該 平千部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	も二が当 の千三該 平百部 方平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も三該 の百部 平方 メ方の ーメ床 トー面 ルト積 未ルの 満以合 の上計	のが当 も五該 の千部 平方 メ床 方面 メ積 ーの ト合 ル計	も五が の千二 平方 メ方 ーメ トー ルト 未ル 満以 の上
十六万 千円	九万 四千 六百 円	五万 六千 八百 円	二十四 万八 千円	二十一 万三 千円	十七万 九千 円	十二万 二千 円	七万五 百円	四万二 千円	十二万 七千 円	

- 41 -

以上二該の万部の千の平方メートルの合計	満二の万一の千平方メートルの合計	も一の万五千平方メートルの合計	も五の千二該平方メートルの合計		
七十一万五千円	六十二万七千円	五十三万千円	四十三万円		

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の二の項(二)ウ、三の項(二)ウ又は六の項(二)ウに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請

手数料等」という。この額は、それぞれこの表の四の項(2)イ又は五の項(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の二の項(一)の規定により算出した額とする。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行つた場合の手数料の額は、この表の三の項(一)の規定により算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第三条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

- 七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の四の項の規定により算出した額とする。
- 十 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 十一 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 十二 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の二の項（一）若しくは（二）（一）、三の項（一）若しくは（二）（一）、四の項（一）若しくは（二）（一）、五の項（一）若しくは（二）（一）又は六の項（一）若しくは（二）（一）に掲げる額とする。
- 十三 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第四条に

規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の二の項(二)イ、三の項(二)イ又は六の項(二)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十二号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の八・六九」を「百分の七・七一」に、「百分の五十五」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「四万九千百円」を「四万七千三百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十七」に改める。

第十五条の八中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・八〇」を「百分の二・六九」に、「百分の五十四」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「一万六千五百円」を「一万六千八百円」に、「百分の四十六」を「百分の四十七」に改める。

第十五条の十六中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・二八」を「百分の二・二五」に改め、同条第二号中「一万六千五百円」を「一万六千六百円」に改める。

第十九条の二中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第一号イ中「三万四千三百七十円」を「三万三千百十円」に改め、同号ロ中「一万五千五百十円」を「一万七千七百六十円」に改め、同号ハ中「一万五千五百五十円」を「一万六千六百二十円」に改め、同条第二号中「二十九万五千円」

を「三十万五千円」に改め、同号イ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同号ロ中「八千二百五十円」を「八千四百円」に改め、同号ハ中「八千二百五十円」を「八千三百円」に改め、同条第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改め、同号イ中「九千八百二十円」を「九千四百六十円」に改め、同号ロ中「三千三百円」を「三千三百六十円」に改め、同号ハ中「三千三百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千三百六十五円」を「七千九十五円」に改め、同号ロ中「一万二千二百七十五円」を「一万千八百二十五円」に改め、同号ハ中「一万九千六百四十円」を「一万八千九百二十円」に改め、同号ニ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千四百七十五円」を「二千五百二十円」に改め、同号ロ中「四千百二十五円」を「四千二百円」に改め、同号ハ中「六千六百円」を「六千七百二十円」に改め、同号ニ中「八千二百五十円」を「八千四百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条

の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

改正する条例を公布する。
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

令和七年三月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第二十三号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

付則第二条中「十年」を「十五年」に改める。

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十四号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

付則第三条中「十年」を「十五年」に改める。

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十五号

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都北区議会委員会条例（昭和三十一年十一月東京都北区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第四項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第十七条（秘密会）の秘密会は、この限りでない。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第二十条第二項中「終る」を「終わる」に、「又は」を「、又は」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第二十六条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十六号

東京都北区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会個人情報の保護に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「以下「情報公開条例」という。」第二条二項」を「第二十条において「情報公開条例」という。」第二条第二項」に改め、同条第十項中「以下「番号利用法」という。」第二条第八項」を「第十二条第五項において「番号利用法」という。」第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十七条において」を削る。

第二十七条第二項中「決定」の下に「（以下「開示決定」という。）」を加える。

第三十一条第二項中「この章及び第四十七条において」を削る。

第三十二条第三項中「この節において」を削る。

第三十八条第一項ただし書中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十七条において」を削る。

第三十九条第三項中「この節において」を削る。

第四十七条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。